

大仙市立太田北小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

いじめとは・・・児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。 [いじめ防止対策推進法 第二条]

本校では、「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと、「いじめは、どのクラスにも、どの学校にも起こりうる」という危機感をもつこと、「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつことの3つの考え方を基本に、家庭・地域と連携を図り、本校の課題を見だし、児童の実態に応じた取組を推進します。

いじめ防止への取組

発達支持的生徒指導・未然防止	早期発見	即時対応
いじめをしない、させない、許さない、見逃さない風土づくり ・教職員の研修の充実 ・道徳教育の充実 ・人権意識、規範意識の醸成 ・学級、授業づくりの推進 ・家庭、地域への啓発	教職員による丁寧な児童理解と些細な変化への気付き ・日々の観察と観察の視点 ・児童がいるところには、教職員がいる ・連絡帳の活用 ・定期的な教育相談といじめ調査アンケートの実施	問題解決に向けて、迅速かつ組織的に対応 ・いじめられた児童の安全を最優先に確保 ・事実確認と情報の共有 ・方針に基づいた適切な指導の実施 ・外部機関との連携

いじめ事案への対処

- ①いじめ情報のキャッチ、行為の発見 ②正確な実態、事実関係の把握 ③指導体制、方針の決定
④児童への指導・対応、保護者との連携 ⑤組織的な見守り（継続的な指導・支援・助言・観察）

いじめの重大事態とは・・・

○いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（生命心身財産重大事態）

※例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な障害を負った場合 等

○いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（不登校重大事態）

※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手

児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。また、重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、関係機関（警察、児童相談所等）との連携を含んだ対応を協議し、解決に向けて取り組みます。

いじめに係る主な相談窓口

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ・たんぽぽダイヤル | 0187-63-8787（月～金 8時30分～17時） |
| ・24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310（24時間受付可） |
| ・いじめ緊急ホットライン | 0120-377-943（8時30分～17時） |
| ・すこやか電話 | 0120-37-7804（月～金 8時30分～17時） |

気がかりなことがあれば、まずは学校に相談を！

いじめ防止基本方針

大仙市立太田北小学校

- 1 いじめの定義
- 2 いじめに対する基本的な考え方
- 3 いじめに対する学校の組織等
 - ・ いじめ不登校対策委員会
 - ・ 児童を語る会
 - ・ 年間指導計画
 - ・ ケース会議
- 4 発達支持的生徒指導の充実
 - (1) 学級経営・特別活動の充実
 - (2) 道徳教育の充実
- 5 未然防止のための取組
 - (1) 相談体制の整備
 - (2) インターネット等を通じたいじめに対する対策
 - (3) 学校相互間の連携協力体制の整備
- 6 早期発見のための取組
 - (1) 保護者や地域、関係機関との連携
 - (2) 年2回の「心のアンケート」「児童面談」の実施
 - (3) ノート・日記指導
- 7 いじめに対する即時対応
- 8 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の定義
 - (2) 重大事態への対処

1 いじめの定義

- ・ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。
（「いじめ防止対策推進法」）

2 いじめに対する基本的な考え方

- ・ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの学校にも起こりうる」という危機感をもつこと、「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつことの3つの考え方を基本とする。
- ・ 家庭・地域と連携を図り、本校の課題を見だし、児童の実態に応じた取組を推進する。
 - ① いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
 - ② いじめ防止のための実効性のある組織の構築
 - ③ 未然防止・早期発見・事案対応における適切な対応
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは、
 - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している
 - ② 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。
- ・ いじめの衝動を発生させる原因
 - ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
 - ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
 - ③ ねたみや嫉妬感情
 - ④ 遊び感覚やふざけ意識
 - ⑤ 金銭などを得たいという意識
 - ⑥ 被害者となることへの回避感情 など
- ・ いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」、「どうしていじめることでしか気持ちが保てないのか」ということに無自覚である場合も多く、丁寧に内面理解に基づく働きかけが必要になる。
- ・ いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース
 - ① 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
 - ② 閉鎖的な部活動内でのいじめ
 - ③ 被害と加害が錯綜しているケース
 - ④ 教職員等が、被害児童側にも問題があるとみてしまうケース
 - ⑤ いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状况にある場合
 - ⑥ いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童が捉えている場合も含む。）ケース
 - ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童が関わるケース
 - ⑧ 学校と関係する児童の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- ・ いじめ不登校対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、該当児童の学級担任からなる、いじめや不登校防止等の対策のためのいじめ不登校対策委員会を設置し、年間数回開催する。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部人材を加えて開催する。

- ・ 児童を語る会

月に一回、各学年部から挙げられた気になる児童または配慮すべき児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

- ・ 年間指導計画

学校いじめ防止基本方針は行動計画に近いものであることに留意し、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかということを年間計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認する。

- ・ ケース会議

いじめを重大事態化させないため、できるだけ早い段階から適切なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。

①アセスメント(いじめの背景にある人間関係、被害児童の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童の抱える課題等)を行う。

②アセスメントに基づいて、被害児童への援助方針及び加害児童への指導方針、周囲の児童への働きかけの方針についてのプランニングを行う。

ケース会議後に、

③被害児童及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得る。

④指導・援助プランを実施する。

⑤モニタリング(3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童及び保護者への経過報告と心理的状態の把握等)を行う。

4 発達支持的生徒指導の充実

- ・ 生徒指導の実践上の視点

- ①自己存在感の感受

「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を児童生徒が実感することが大切である。また、自己肯定感や自己有用感を育むことも極めて重要である。

- ②共感的な人間関係の育成

失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台である。

- ③自己決定の場の提供

授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートするなど、自ら考え、選択し決定する、あるいは発表する、制作するなどの体験が何より重要である。

- ④安全・安心な風土の醸成

お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業を受けたり学校生活を送ったりできるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。

(1) 学級経営・特別活動の充実

- ・ 児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業づくり」に努める。「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた学級づくりのためのチェックリストと授業づくりのためのチェックリストを最大限に活用する。

- ・ 学級活動の校内研修を充実させ、学級活動を中心にしながら、居心地のよい学級づくりを目指す。また、授業や行事等の中で、児童一人一人が活躍できる場面を設定し、自己肯定感や自己有用感を高める。

- ・ 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業を通して、人との関わりの中でよりよい生き方に気付き、進んで実現しようとする心を育てる。

- ・ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

5 未然防止のための取組

- (1) 相談体制の整備
 - ・ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、年2回の「心のアンケート」「児童面談」を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - ・ 連絡ノートや普段の会話から、保護者や児童の思いをくみ取り、いじめが想定されて事案の場合は、校長教頭、生徒指導主事等と学級担任が迅速に現況を把握し、今後の指導について共通理解を図られるような体制を整える。
 - ・ 心の教室相談員、スクールカウンセラー等の外部機関との連携を図り、教育相談の充実に努める。
- (2) インターネット等を通じたいじめに対する対策
 - ・ 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める。
 - ・ 児童に情報モラル教育を行うことに加え、保護者も含めて情報モラル教室を実施する。
- (3) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - ・ 同地域内小・中学校や保育園・学童保育等と、情報交換や交流学习を行う。

6 いじめ早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
 - ・ 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、児童家庭課、教育委員会、中学校や支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 年2回の「心のアンケート」「児童面談」の実施
 - ・ 6月と11月の年2回、アンケートを実施する。また、その後個々の児童と直接話をし、思いをくみ取る。
- (3) ノート・日記指導
 - ・ 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

7 いじめに対する即時対応

- ・ いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、即時、ケース会議を開き、対応を協議する。
- ・ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、チームで対応する。
- ・ 被害児童とその保護者に対する支援を最優先とし、その上で加害児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ 被害児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署と連携して対処する。

8 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)
- (2) 重大事態への対処
 - ・ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ・ 上記組織を中心として、事実説明を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとり対処する。
 - ・ 上記調査結果については、被害児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

〈別表〉いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【いじめ不登校対策委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解【職員会議】 ○児童を語る会	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○縦割りグループの会 ○運動会	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会・学年懇談】
5月	○児童を語る会	○全校田植え	
6月	○児童を語る会 ○アンケート実施	○自然体験教室(5年)	
7月	○児童との個別面談【学級担任】 ○児童を語る会	○修学旅行(6年) ○夏休み前集会	○保護者面談【学級担任】 ○いじめ対策についての啓発【国見キッズ】
8月	○いじめ不登校の現状(前期) 【いじめ不登校対策委員会】		
9月	○児童を語る会	○全校稲刈り	
10月	○児童を語る会	○マラソン大会(なべっこ) ○全校音楽劇	
11月	○アンケート実施 ○児童を語る会	○収穫感謝祭	
12月	○児童との個別面談【学級担任】 ○児童を語る会	○冬休み前集会	○保護者面談(希望者) ○学校評価の実施 ○いじめ対策についての啓発【国見キッズ】
1月	○いじめ不登校の現状(後期) 【いじめ不登校対策委員会】	○スキー教室	
2月	○児童を語る会	○園小交流会 (新一年生をむかえる会)	
3月	○児童を語る会	○6年生を送る会 ○卒業式	○いじめ対策についての啓発【国見キッズ】